

瀬戸都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 4 3 号

瀬戸都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

瀬戸都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例（平成 2 2 年瀬戸市条例第 4 5 号）の施行期日は、平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日とする。